

中国のエネルギー節約対策—公共機構におけるエネルギー節約条例

富窪 高志

【目次】

はじめに

I 中国のエネルギー節約対策—国務院通達文書を中心

II 公共機構におけるエネルギー節約条例の内容
おわりに

翻訳：公共機構におけるエネルギー節約条例

はじめに

2006年から2010年までの期間を対象にした第11次5か年計画^(注1)では、経済発展方式を転換し資源節約を基本的国策とし、循環経済の発展と生態環境の保護を図り、資源節約型の環境にやさしい社会を構築すること、人口、環境及び資源と調和した経済発展を推進することが謳われた。そして、5か年計画終了の2010年までに、主要排出物(二酸化硫黄と化学的酸素要求量)を2005年比10%低減、GDP(国内総生産)単位当たりエネルギー消費量を同じく20%低減(以下、「主要排出物の低減」と「GDP単位当たりエネルギー消費量の低減」をまとめて「節能減排」

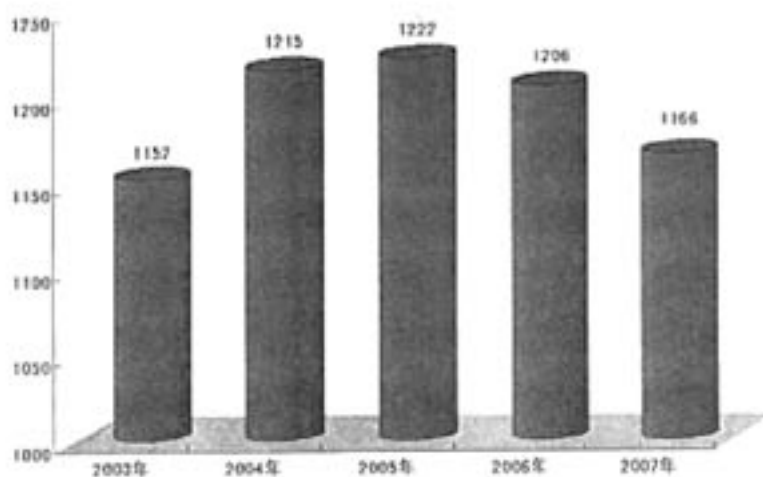
という)することが、「拘束性」を持った数値目標として打ち出されている。

2008年3月5日の第11期全国人民代表大会第1回会議における国家発展改革委員会の報告によれば、2003年から2007年までのGDP単位当たりエネルギー消費量は、着実に減少してはいる。(図「GDP単位当たりエネルギー消費量」参照)。しかし、温家宝総理が同日の政府活動報告において、2008年は目標を達成するための鍵となる年であり、強い緊迫感を持ち、困難な課題を解決するために取り組みを強化しなければならないと述べているように、決して楽観できる状況ではない。

本稿は、資源とエネルギーを大量消費する経済からの転換を図る中国のエネルギー節約対策について、関連する重要な国務院通達文書を中心に紹介するとともに、「公共機構におけるエネルギー節約条例」^(注2)について解説し、併せて同条例^(注3)の翻訳を掲載するものである。

なお、中国における「条例」とは、国務院が憲法及び法律に基づいて制定する行政法規であり、日本の政令に相当する。

図 GDP単位当たりエネルギー消費量 (2005年価格、標準炭1kg/1万元)



(出所)

「关于2007年国民经济和社会发展计划执行情况与2008年国民经济和社会发展计划草案的报告」, 中国人代网,

<http://www.npc.gov.cn/huiyi/dbdh/11/2008-03/21/content_1421146.htm>

I 中国のエネルギー節約対策—国務院通達文書を中心に

エネルギー節約対策に関連するいくつかの国務院通達及び「公共機構におけるエネルギー節約条例」の上位法である「エネルギー節約法」を紹介し、中国のエネルギー節約に対する最近の取り組みを概観する。

1 エネルギー節約中長期特別計画

この計画は、2004年11月10日、国家発展改革委員会が、各省及び主要都市の人民政府、国務院の各部及び直属機構、人民解放軍、業界団体等に対し、中長期エネルギー節約に関する基本文書として、また、エネルギー節約プロジェクト建設の根拠文書として発布したものである^(注4)。

同文書には、2010年の目標と2010年までに実施する重点事項及び2020年の目標が示されている。具体的には、GDP1万元(1990年価格)の生産に要するエネルギー消費量を、標準炭にして2002年の2.68 tから2010年には2.25 t(約16%減)、2020年には1.54 t(約43%減)とする目標が掲げられている。

公共機構については、2010年までに、エネルギー節約建築基準に従って既存建築物の20%を改造すること、また、中央国家機関の単位建築面積当たり及び1人当たりのエネルギー消費量を、2002年を基準として10%低減するとされた。

2 政府機構における資源節約の強化に関する通知

これは2006年2月24日、国家発展改革委員会、財政部、国有資産監督管理委員会、中国共産党中央直属機関事務局及び人民解放軍総後勤部が連名で、国務院の各部及び直属機構、地方人民政府、人民解放軍等に対して発布したものである^(注5)。

このなかで、2005年を基準にして、2010年

には節電、節水、単位建築面積及び1人当たりエネルギー消費量をいずれも20%低減するとし、エネルギー節約の試行モデル組織の設置、資源節約に関連する制度、基準体系及び投資管理体系の構築、定量化管理体系を構築すること等が目標として挙げられている。

3 エネルギー節約活動の強化に関する国務院の決定

この決定は、2006年8月6日、国務院が省人民政府、国務院の各部及び直属機構に対して下したものである^(注6)。

このなかで、エネルギーを大量に消費し汚染を拡大する粗放型の経済発展方式からの転換、市場メカニズムと政府のマクロ的管理を組み合わせる方針を堅持すること等の基本方針の下に、第11次5か年計画の目標であるGDP単位当たりエネルギー消費量の20%低減を達成するためには、年平均の低減率4.4%を実現しなければならないとした。

公共機構については、各部門及び指導者が自ら率先してエネルギー節約のモデルになること、建築物や暖房、空調、採光、設備等を重点的に改造すること、エネルギー節約製品の政府調達を強力に推進すること、公用車改革を着実に進めることを求めている。

4 各地におけるGDP単位当たりエネルギー消費低減目標値の設定

2006年9月17日、国務院は国家発展改革委員会から照会されていた「各地における第11次5か年計画期間中のGDP単位当たりエネルギー消費低減指標計画」につき、これを承認すると回答した^(注7)。この計画によって、最高の低減率30%が要求された吉林省から、最低の12%の西藏自治区にいたるまで、全国の省級人民政府に要求される具体的な低減数値目標が確定した。

5 節 節 能 減 排 に 関 す る 総 合 的 活 動 方 案

この方案は、2007年5月23日付けで、国務院から省人民政府、国務院の各部及び直屬機構に対して出されたもの^(注8)である。

同方案には、2006年の節 能 減 排 目 標 が 達 成 されなかったことを受け、2007年以降は厳しい状況に直面すること、現在の状況を転換できなければ、5か年計画の達成は難しいという危機感が反映された通知文書が付されている。

このなかで、政府や企業については、節 能 減 排 目 標 の 達 成 度 を 指 導 者 の 考 査 評 価 対 象 と するとし、目標を達成できなかった場合にはその責任を問い(問責制)、「一票否決」を適用するとしている。「一票否決」とは、「これだけでもトップ人事を更迭する制度」とされる^(注9)(後述)。

政府機構については、先の「エネルギー節約活動の強化に関する国務院の決定」と同じく、率先垂範してエネルギー節約を進めること、調達を含め施設や設備についてエネルギー節約に向けた取組みを求めている。

6 エネルギー節約に関する考査実施方案

2007年11月17日に国務院は、国家發展改革委員会が環境保護総局(現在は環境保護部)、統計局とともに作成した「GDP単位当たりエネルギー消費指標体系実施方案」と「GDP単位当たりエネルギー消費監視体系実施方案」、及び国家發展改革委員会が作成した「GDP単位当たりエネルギー消費考査体系実施方案」を承認し、省人民政府、国務院の各部及び直屬機構に対して通知した^(注10)。なお、これと同時に、主要排出物低減に関する統計、監視及び考査に関する規定も通知されている。

GDP単位当たりエネルギー消費考査体系実施方案によって、一票表決を含む考査方法が明確にされた。考査対象となるのは、省人民政府と特にエネルギー消費量が多い企業約1,000社であり、エネルギー節約目標の達成指標(定量)

とエネルギー節約措置の実施指標(定性)が考査される。省人民政府については、先に述べたGDP単位当たりエネルギー消費低減目標値の達成度によって考査が行われることになる。

考査の手順は以下の通りである。

まず、各地の人民政府は、当該年度目標を3月末前に国務院節 能 減 排 工 作 指 導 小 組 に 提 出 する^(注11)。前年度の業務進展状況と目標達成状況については自己考査の結果を、同じく3月末前に国務院、国家發展改革委員会と節 能 減 排 工 作 指 導 小 組 に 送 付 する。これに対して、国家發展改革委員会、監察部、人事部(現在は人的資源及社会保障部)、国有資産監督管理委員会、統計局等から構成される評価考査チームが現地調査等を行った上で評価考査報告書を作成し、毎年5月末前に国務院に提出する。国務院の審査を経た考査結果は、国家發展改革委員会を通して一般に公表される^(注12)。

賞罰措置として、先に述べた「問責性」と「一票否決制」が採られる。目標を達成した人民政府は、全国エネルギー節約表彰活動に併せて表彰報奨の対象となり、達成できなかった人民政府の指導幹部については、当該年度の表彰選出や榮譽称号授与の対象にはならない。また、当該地区のエネルギーを大量に消費する新規プロジェクトの審査認可及び許可が一時停止されることになる。そして、考査結果の公表後1か月内に、書面により是正措置を国務院(副本を發展計画委員会)に送付することになっている。この是正措置が適切なものでなかった場合には、監察部門により関係規定に従い関係責任者の責任が追及されることになっている。

これによると、一票否決制は「これだけでもトップ人事を更迭できる制度」とされるが、実際には監察部門により責任が追及されるのは関係責任者であり、指導幹部に対しては実質的な責任追及措置を欠いているとも言える。

7 エネルギー節約法

2007年10月28日の第10期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で、1998年1月1日から施行されていたエネルギー節約法^(注13)の改正案が採択され、2008年1月1日から施行された^(注14)。

この改正によって全体的に内容が充実され、第3章：エネルギーの合理的使用の中で、「公共機構におけるエネルギー節約」(第5節)が、工業(第2節)、建築(第3節)、交通運輸(第4節)、重点エネルギー使用組織(第6節)におけるエネルギー節約とともに規定された。その内容は以下のとおりである。

公共機構が節約を励行し、浪費をなくし、率先してエネルギー節約製品及び設備を使用し、エネルギー利用効率を向上させること(第47条)、エネルギー計画の策定と実施体制の整備(第48条)、年度エネルギー節約目標及び実施法案の策定、エネルギー消費計量並びに監視及び管理の強化、エネルギー消費状況報告書の提出、エネルギー消費基準値の設定(第49条)、エネルギー使用システムの管理強化、エネルギー監査の実施(第50条)、国の政府調達リストに収録された製品及び設備等の使用(第51条)等である。

II 公共機構におけるエネルギー節約条例の内容

公共機構におけるエネルギー節約条例はI-7で紹介したエネルギー節約法に基づき、既に国務院の政策として実施されている内容をそのまま取り込んだもの^(注15)と言える。その構成は、第1章：総則、第2章：エネルギー節約計画、第3章：エネルギー節約管理、第4章：エネルギー節約措置、第5章：監督及び保障、第6章：附則の全6章43条となっている。

1 総則

総則では、先ず対象となる「公共機構」について、「すべて又は一部について財政資金を使用

する国家機関、事業体及び団体組織」(第2条)と規定する。これらの組織が、エネルギー節約を推進し、エネルギー効率を高め、そして中国全体のエネルギー節約において「モデルとしての役割」を発揮することが、本条例の制定主旨である(第1条)。

エネルギー節約に対する取り組みの体制について、「全国の公共機構におけるエネルギー節約に対する監督及び管理業務は国務院のエネルギー節約業務の管理部門」が主管し、その指導を受けて、「全国の公共機構におけるエネルギー節約業務の推進、指導、調整及び監督に責任を負う」のが、「国務院の機関事務業務を管理する機構」である(第4条)。

前者は国家発展改革委員会であり、後者は国務院機関事務管理局である。

国家発展改革委員会は、持続可能な発展戦略を推進し、エネルギー節約や排出物低減に関する総合的調整事務、循環経済やエネルギー資源の節約、エネルギーの総合利用計画の策定及びその実施を主管しており、具体的には資源節約及び環境保護司(日本の「局」に相当)^(注16)が担当している。

国務院機関事務管理局は、1950年12月に中央人民政府機関事務管理局として発足し、1954年^(注17)に現在の名称に改称した。特定の専門業務を主管する国務院の「直属機構」として置かれたもので、中央国家機関の経費、財務、公用車、国有資産や不動産の管理、党及び国務院等の指定する要人(指導者)の生活サービス管理等を行っている。エネルギー節約に関連しては、中央国家機関におけるエネルギー節約管理業務に責任を負い、関係部門とともに計画、規則の制定及び実施体制整備、エネルギー消費統計、監視及び評価業務の実施体制整備等を所掌している。「公共機構におけるエネルギー節約条例」を起草したのは、この国務院機関事務管理局である。

地方人民政府について見ると、国務院の場合

と同じ構造となっている。例えば、省級人民政府である上海市人民政府を例にとると、人民政府の直属機構として置かれた上海市人民政府機関事務管理局が、上海市発展改革委員会のもとに同市の公共機構におけるエネルギー節約業務の推進、指導等に当たっている^(注18)。

「公共機構の責任者は、当該組織のエネルギー節約業務について、すべての責任を負う」とされ、目標責任制とその達成状況について考査評価される(第6条)。また、エネルギー浪費については、すべての組織、個人が告発する権利を有し、告発を受理した「関係部門は、告発に対して遅滞なく調査し処置しなければならない」^(注19)(第8条)とされる。

2 エネルギー節約計画

第2章では、国務院及び地方の公共機構におけるエネルギー節約計画の策定が規定されている。

例えば、国務院の場合は、国務院機関事務管理局が国家発展計画委員会とともに、「エネルギー節約中長期特別計画」に基づき、国務院全体のエネルギー節約計画を策定する(第10条)。国務院機関事務管理局はこのエネルギー節約計画で確定した目標と指標を、年度別に各公共機構に具体的な遂行目標として下ろす(第13条)。各公共機構では、これに基づき年度別エネルギー節約目標及び実施案を策定し、国務院機関事務管理局に報告しなければならない(第14条)。

3 エネルギー節約管理

第3章では、公共機構におけるエネルギー節約管理について、次のように具体的に定めている。

エネルギー消費統計制度が導入され、公共機構は統計データ台帳を作成すること、そのために統計に責任を負う専任者を指定すること、また毎年3月31日以前に前年度のエネルギー消費

状況報告書を機関事務業務の管理機構に提出することとなっている(第14、15条)。

各公共機構のエネルギー消費量については、年度の基準値が適用され、その範囲内でエネルギーを使用することが求められる。基準値を超えて消費した場合は、機関事務業務の管理機構に説明をしなければならない(第16条)。

公共機構が使用する製品や設備については、国が整備し維持するエネルギー節約リスト及び^(注20)環境マーク製品リストに収録されたものを調達しなければならない^(注21)(第18、19条)。

公共機構が新規建築又は既存建築物を改造する場合は、エネルギー節約設計等の国の関係規定や基準に従うことが要求され、投資効果を評価、審査したうえで認可される(第20、21条)。

公共機構におけるエネルギー利用効率の向上を図るため、エネルギー監査が実施される(第23条)。監査項目は、建築物のエネルギー節約関連記録の閲覧及び調査、設計基準の執行状況、エネルギー消費計量記録と財務帳簿の照合、前年度のエネルギー監査において指摘された事項の実施状況、年度ごとのエネルギー節約計画及び消費基準値の執行状況等である。

4 エネルギー節約措置

第4章では、公共機構におけるエネルギー節約措置として、公共機構の組織運営に関わる事項を規定している。

まず、低コスト、ゼロコストの取り組みを推進するために、各公共機構がエネルギー節約に関する運営管理制度及びエネルギー使用システムの操作規程を整備することが求められ、エネルギー管理に責任を持つ担当及び重要なエネルギー使用システムや設備の操作には専門の技術者を配置しなければならない(第25、26条)。

公共機構は、建物管理サービス企業とエネルギー節約管理の目標及び要件を明記した契約を結ぶことによって、エネルギー節約に関する診

断、設計、融資、改善及び運営管理の事項を委託することができる(第27、28条)。

電気製品の待機エネルギーの軽減、室内空調^(注22)温度の厳守及び自然風の利用、エレベーターの人工知能管理による運転台数や時間の管理、採光については、エネルギー効率の高い照明器具の採用、自然光の利用、建物外部の照明や装飾用照明を規制すること等が規定される(第25～32条)。また、特に消費エネルギーが大きいネットワーク関連機械室、食堂、給湯室、ボイラー室等については計測を重点的に行うとともに、効果的な措置を講じなければならないとしている(第33条)。

公用車は、配車基準に基づき配置すること、エネルギー消費が少ない車、低汚染車、クリーンエネルギー使用車を優先することが規定される。また、定められた用途に従った利用、エネルギー節約運転規範の策定のほか、厳格な管理が行えるよう1台ごとに燃料消費量を計算することとされる。公用車の維持、運行には、燃料代、故障修理費用のほか、運転手の人件費も含めかなりのコストが必要とされるため、公用車サービスの社会化(外注化)を推進することも盛り込まれている(第34条)。

公共機構が所有する公用車による排出物、石油消費量の増大は、“特権”の問題とも絡み、公共機構におけるエネルギー節約の大きな焦点となっている。北京市では2008年10月1日から、消防車、救急車、警察用車等を除いた公用車の3分の1の使用を凍結することに加え、車ナンバーの末尾数字によって1週間に1日の運転禁止措置等^(注23)を採ることになった。

5 監督及び保障

第5章ではまず、機関事務業務の管理機構が関係機関とともに、公共機構のエネルギー節約に対して行う監督及び検査の項目が列記される。いずれも、第2章から第4章において規定

されたものである(第35条)。公共機関はこの監督及び検査に協力し、関係資料及びデータを提出しなければならない(第36条)。

規定された事項を実施していない場合には、機関事務業務の管理機構が関係機関とともに、期限を定めて改善を命じ、期限を過ぎても改善しなかった場合は、公共機構の責任者を法に従い処分する(第37条)。

エネルギー節約製品及び設備リストに収録されたものを調達しない者(第38条)、公共機構の建設プロジェクトの認可を規定どおり行わない者(第39条)、公用車に関する規定に違反した者(第40条)についても、法に従った処分が行われる。また、規定に違反しエネルギー浪費に至った場合は、機関事務業務の管理機構が関係機関とともに、エネルギー節約に関する是正意見書を通達し、公共機構は遅滞なく実施しなければならない(第41条)。

公共機構のエネルギー節約業務の推進、指導、調整及び監督に責任を負う機関事務業務の管理機構の職員が、監督及び管理において、職権を乱用する、職務を怠る、私利のために不正を行い、犯罪を構成する場合には、刑事責任が追及されることになる(第42条)。

おわりに

2008年8月15日、中央国家機関におけるエネルギー節約の進展について、国務院機関事務管理局の尋寰中副局長が述べた内容を以下に紹介^(注24)する。

1人平均の使用電気量は、2006年が2005年比12.06%減、2007年は2006年比4.22%減であり、水使用量は同じく、19.15%、7.89%減となった。

国家発展改革委員会や科学技術部等19機構の新規建築及び既存建築物改造について、エネルギー節約の観点から総合評価・審査を行った。これによって、建築費用500万元(約7500万円)の節約に加え、年間420万元(約6300万円)相

当のエネルギー節約効果と530万kWhの節電効果が見込まれる。

22組織の事務棟の空調設備のエネルギー診断及び改造、石炭利用ボイラー120台の改造、120万㎡の暖房設備の改造を行ったほか、中央国家機構の執務スペースで使用していた照明器具43.3万本をすべてエネルギー節約型に取り替えた。2008年内には、食堂の天然ガス使用厨房2,500台の更新・改造を予定しており、年間天然ガス70万㎡が節約できる。

公用車については、2004年以来、配置台数の定数を1,270台削減し、定数を超過していた721台を整理、また、排気ガス基準を満たしていない807台の更新等を行った。政府調達については、エネルギー節約リストによってエネルギー節約製品を優先的に購入し、2007年の調達額は15.41億元(約231億円)に達した。

以上の尋寰中副局長の発言があった前月の7月には、國務院節能減排工作指導小組の会議が開催され、2007年の節能減排の状況報告が行われ、2008年の取り組みが決定された。^(注25) 会議では、これまでの取り組みを肯定する一方で、経済成長、特にエネルギーを大量に消費し排出物の多い業種の成長が突出し、サービス業や高技術製造業の生産額のGDPに占める割合が低下しており、こうした産業構造の転換が実現しない限り、5か年計画に盛り込まれた節能減排目標の達成は、相当に困難であるとの認識が示された。

2005年の中国のGDP単位当たりのエネルギー消費量は、日本の1に対し中国は8.6(世界平均では3.0)とされ、中国のエネルギー節約の^(注26)効果は大きな可能性を持っているとも言える。環境やエネルギー関係の法規の整備も進行しており、公共機構をはじめ国全体としての今後の取り組みが注目される。

注

*インターネット情報は一部を除き2008年10月15日現在である。

- (1) 「中华人民共和国国民经济和社会发展第十一个五年规划」中央政府门户网站
<http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_268766.htm>
- (2) 「温家宝在十一届人大会上所作政府工作报告」中央政府门户网站
<http://www.gov.cn/2008lh/content_923918.htm>
- (3) 「公共机构节能条例」中央政府门户网站
<http://www.gov.cn/gongbao/content/2008/content_1071845.htm>
- (4) 「国家发改委：节能中长期专项规划」新华网
<http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2004-11/25/content_2260885.htm>
- (5) 「关于加强政府机构节约资源工作的通知」中国网
<<http://www.china.com.cn/chinese/PI-c/1145475.htm>>
- (6) 「国务院关于加强节能工作的决定」中央政府门户网站
<http://www.gov.cn/zwgk/2006-08/23/content_368136.htm>
- (7) 「国务院关于“十一五”期间各地区单位生产总值能源消耗降低指标计划的批复」中央政府门户网站
<http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_443285.htm>
- (8) 「国务院关于印发节能减排综合性工作方案的通知」中央政府门户网站
<http://www.gov.cn/zwgk/2007-06/03/content_634545.htm>
- (9) 沈中元「省エネルギーの取り組み動向 勝利にかけた王手：『一票否決』制」『エネルギー』41巻5号, 2008.5,p.44.
- (10) 「国务院批转节能减排统计监测及考核实施方案和办法的通知」中央政府门户网站
<http://www.gov.cn/zwgk/2007-11/23/content_813617.htm>
- (11) 2007年6月12日に、國務院総理を長とし、國務院各部長等を構成員とする「気候変動対応及びエネルギー節約、排出物低減業務指導小組」として國務院

- に置かれた。対外的には、必要に応じて「国家気候変動対応指導小組」又は「国务院エネルギー節約及び排出物低減業務指導小組」と称する(1つの機構、2つの看板)とされる。「国务院关于成立国家应对气候变化及节能减排工作领导小组的通知」中央政府门户网站
 <http://www.gov.cn/zwgk/2007-06/18/content_652460.htm>
- (12) 2007年の達成状況は、2008年7月27日に国家發展改革委員会の2008年公告第55号として公表された。
 <http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbgg/2008gonggao/t20080730_228138.htm>
- (13) 「中华人民共和国节约能源法」中央政府门户网站
 <http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_68768.htm>
- (14) 「中华人民共和国节约能源法」中央政府门户网站
 <http://www.gov.cn/ffg/2007-10/28/content_788493.htm>
- (15) 一般的に「中国の立法活動は、『機が成熟したものだけ法律を制定する』方針を堅持して」おり、「法律を現実に対する追認および焼き直しと誤認してしまう部分がある」という。熊達雲『現代中国の法制と法治』(現代中国叢書2), 明石書店, 2004, p.109.
- (16) この部分の記述は、国家發展改革委員会のサイトによる。<<http://www.sdpc.gov.cn/default.htm>>
- (17) この部分の記述は、機關事務管理局のサイトによる。<<http://www.ggj.gov.cn/>>
- (18) 「市人大视察公共机构节能情况」『文汇报』, 2008.10.11.及び上海市人民政府のサイト。
 <<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node2405/node3697/index.htm>>
- (19) 告発の権利は憲法第41条でも保障されているが、告発者の保護措置が整備されておらず、被告発者の報復を受けることも少なくない。『南方日报』「举报人风险保护法”为反腐护航」, 新华网による。
 <http://news.xinhuanet.com/theory/2008-07/04/content_8486853.htm>
- (20) 「节能产品政府采购清单」中央政府采购网
 <http://www.ccgp.gov.cn/zt/energy_conservation_2007/>
- (21) 「环境标志产品政府采购清单」中央政府采购网
 <http://www.ccgp.gov.cn/zt/environment_conservation_2008/>
- (22) 2007年6月1日「国务院办公厅关于严格执行公共建筑空调温度控制标准的通知」によれば、夏季は26度以上、冬季は20度以下に設定しなければならない。中央政府门户网站
 <http://www.gov.cn/zwgk/2007-06/03/content_634614.htm/>
- (23) 「北京市人民政府关于实施交通管理措施的通告」首都之网
 <<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t994741.htm>>
- (24) 「中央机关继续加大节能工作力度 9大措施节油节电」新华网
 <http://news.xinhuanet.com/fortune/2008-08/15/content_9331316.htm>
- (25) 「温家宝主持召开国务院节能减排工作领导小组会议安排2008年节能减排工作」中央政府门户网站
 <http://www.gov.cn/ldhd/2008-07/01/content_1032774.htm>
- (26) 經濟産業省資源エネルギー庁『エネルギー白書 2008年版』
 <<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/2008/2-1.pdf>> (第2部第1章第1節エネルギー需給の概要)

(とみくぼ たかし・海外立法情報調査室)

公共機構におけるエネルギー節約条例 (2008年7月23日 国務院第18回常務会議で採択)

富窪 高志訳

【目次】

第1章 総則

第2章 エネルギー節約計画

第3章 エネルギー節約管理

第4章 エネルギー節約措置

第5章 監督及び保障

第6章 附則

第1章 総則

第1条

公共機構におけるエネルギー節約を推進し、公共機構におけるエネルギーの利用効率を高め、社会全体のエネルギー節約において、公共機構がモデルとしての役割を發揮するために、中華人民共和国エネルギー節約法に基づき本条例を定める。

第2条

本条例でいう公共機構は、すべて又は一部について財政資金を使用する国家機関、事業体及び団体組織のことである。

第3条

公共機構は、エネルギー使用に対する管理を強化し、技術的に実行可能で経済的に合理的な措置を講じ、エネルギーの消費を低減し、エネルギーの浪費を減少し抑止し、エネルギーを有効かつ合理的に利用しなければならない。

第4条

国務院のエネルギー節約業務の管理部門が、全国の公共機構におけるエネルギー節約に対する監督及び管理業務を主管する。国務院の機関事務業務の管理機構は、国務院のエネルギー節

約業務の管理部門の指導を受け、全国の公共機構におけるエネルギー節約業務の推進、指導、調整及び監督に責任を負う。

国務院及び県級以上の地方各級人民政府の機関事務業務の管理機構は、同級のエネルギー節約業務の管理部門の指導を受け、当該級の公共機構におけるエネルギー節約に対する監督及び管理業務に責任を負う。

教育、科学技術、文化、衛生、体育等の系統の各級の主管部門は、同級の機関事務業務の管理機構の指導を受け、当該系統内の公共機構におけるエネルギー節約業務を進める。

第5条

国務院及び県級以上の地方各級人民政府の機関事務業務の管理機構は、同級の関係部門とともに、公共機構におけるエネルギー節約についての広報、啓蒙及び研修を行い、エネルギー節約に関する科学的知識の普及を図らなければならない。

第6条

公共機構の責任者は、当該組織のエネルギー節約業務について、すべての責任を負う。

公共機構におけるエネルギー節約業務については目標責任制及び考査評価制度を導入するものとし、エネルギー節約目標の達成状況を公共機構の責任者に対する考査評価の内容としなければならない。

第7条

公共機構は、当該組織のエネルギー節約管理に関する規則を制定し、整備し、エネルギー節約に関する広報、啓蒙及び職場での研修を行い、

職員のエネルギー節約意識を強め、エネルギー節約の習慣化を図り、エネルギー節約についての管理水準を向上させなければならない。

第8条

公共機構のエネルギー節約業務は、社会の監督を受けなければならない。すべての組織及び個人は、公共機構のエネルギー浪費行為を告発する権利を有し、関係部門は、告発に対して遅滞なく調査し処置しなければならない。

第9条

公共機構のエネルギー節約業務において顕著な成果をあげた組織及び個人を、国の規定に基づき、表彰し報奨する。

第2章 エネルギー節約計画

第10条

国務院及び県級以上の地方各級人民政府の機関事務業務の管理機構は、同級の関係部門とともに、当該級の人民政府のエネルギー節約中長期特別計画に基づき、当該級の公共機構におけるエネルギー節約計画を策定する。

県級の公共機構におけるエネルギー節約計画は、管轄する郷(鎮)の公共機構におけるエネルギー節約の内容を含むものでなければならない。

第11条

公共機構におけるエネルギー節約計画は、基本的考え方と原則、エネルギー利用の現状と課題、エネルギー節約の目標と指標、エネルギー節約の重点分野、実施主体及び保障措置等に関する内容を含むものでなければならない。

第12条

国務院及び県級以上の地方各級人民政府の機関事務業務の管理機構は、公共機構における

エネルギー節約計画で確定された目標及び指標を、年度別に割り振り当該級の公共機構に遂行させなければならない。

第13条

公共機構は、当該組織のエネルギー使用の特徴及び前年度のエネルギー使用状況を踏まえ、年度エネルギー節約目標及び実施案を策定し、エネルギー節約目標の達成を保証するために、目的を明確にしたエネルギー節約管理又はエネルギー節約に対する改善措置を講ずる。

公共機構は、年度エネルギー節約目標及び実施案を、同級人民政府の機関事務業務の管理機構に報告し記録にとどめなければならない。

第3章 エネルギー節約管理

第14条

公共機構は、エネルギー消費計量制度を導入し、使用エネルギーの種類及びエネルギー使用システム別に、使用者、種類及び項目別のエネルギー使用量を計量し、併せてエネルギーの消費状況について実時間監視を行い、エネルギー浪費現象をすみやかに発見し、是正しなければならない。

第15条

公共機構は、エネルギー消費統計に責任を負う専任者を指定し、計量したエネルギー消費の原データを事実のとおり記録し、統計台帳を作成しなければならない。

公共機構は、毎年3月31日以前に、前年度のエネルギー消費状況報告書を、同級人民政府の機関事務業務の管理機構に提出しなければならない。

第16条

国務院及び県級以上の地方各級人民政府の機関事務業務の管理機構は、同級の関係部門と

もに管理権限に従い、業種、系統別に各公共機構のエネルギー消費総合水準及び特徴に基づくエネルギー消費基準値を定め、財政部門は、エネルギー消費基準値に基づきエネルギー消費支出基準を定める。

第17条

公共機構は、エネルギー消費基準値の範囲内でエネルギーを使用するものとし、エネルギー消費に対する管理を強化しなければならない。エネルギー消費基準値を超えてエネルギーを使用した場合には、同級人民政府の機関事務業務の管理機構に対して説明をしなければならない。

第18条

公共機構は、国の強制調達又は優先調達に係る規定に基づき、政府調達エネルギー節約製品及び設備リスト並びに政府調達環境マーク製品リストに収録された製品及び設備を調達しなければならない。国が明文をもって淘汰を命じたエネルギー使用製品及び設備を調達してはならない。

第19条

国務院及び省級人民政府の政府調達の監督管理部門は、同級の関係部門とともに、政府調達エネルギー節約製品及び設備リストを整備し、エネルギー節約製品認証証書を取得した製品及び設備を、優先して政府調達リストに収録しなければならない。

国務院及び省級人民政府は、政府調達エネルギー節約製品及び設備リスト収録の製品並びに設備を、政府集中調達リストに取り入れなければならない。

第20条

公共機構の新規建築並びに既存建築物の保守

及び改造においては、建築物のエネルギー節約設計、施工、点検調整、竣工検収等の国の関係規定及び基準を厳格に執行しなければならない。国務院及び県級以上の地方人民政府の建設主管部門は、国の関係規定及び基準の執行状況に対する監督及び検査を強化しなければならない。

国務院及び県級以上の地方各級人民政府の固定資産投資プロジェクトに対する審査認可又は審査許可に責任を負う部門は、公共機構の建設プロジェクトの建設規模及び基準を厳格にコントロールするとともに、エネルギー節約に対する投資とその効果について全般的に考慮し、建設プロジェクトのエネルギー節約に対して評価及び審査しなければならない。エネルギー節約に対する評価及び審査を通過しないプロジェクトについては、建設を認可又は許可してはならない。

第21条

国務院及び県級以上の地方各級人民政府の機関事務業務の管理機構は、関係部門とともに、当該級の公共機構の既存建築物に対するエネルギー節約のための改造計画を策定し実施体制を整備する。

第22条

公共機構は、規定に基づきエネルギー監査を実施し、当該組織のエネルギー使用システム及び設備の稼働並びにエネルギー使用状況について、技術的及び経済的評価を行い、監査結果に基づきエネルギー利用効率を向上させるための措置を講じなければならない。具体的方法は、国務院のエネルギー節約管理部門が国務院の関係部門とともに定める。

第23条

エネルギー監査は、次に掲げる内容を含むものとする。

- (1) 建築物の竣工検収資料並びにエネルギー使用システム及び設備の記録資料の調査及び閲覧、エネルギー節約設計基準の執行状況の検査
- (2) 電気、ガス、石炭、石油及び公共熱供給等のエネルギー消費計量記録と財務帳簿の照合、種類別及び項目別の総エネルギー消費、一人平均のエネルギー消費及び建築面積当たりのエネルギー消費に対する評価
- (3) エネルギー使用システム及び設備の稼働状況に対する検査並びにエネルギー節約管理制度の執行状況に対する審査
- (4) 前回のエネルギー監査において提案された、合理的なエネルギー使用案の実施状況に対する検査
- (5) エネルギー節約の余地があるエネルギー使用ポイント又は場所を調査し、合理的なエネルギー使用案を提案
- (6) エネルギー節約年度計画及びエネルギー消費基準値の執行状況を審査し、エネルギー消費基準値を超えてエネルギーを使用した公共機構の説明に対する審査及び確認
- (7) エネルギー計量機器の稼働状況に対する審査並びにエネルギー消費統計データの信憑性及び正確性に対する検査

第4章 エネルギー節約措置

第24条

公共機構は、当該機構のエネルギー節約に関する運営管理制度及びエネルギー使用システムの操作規定を制定し、整備し、エネルギー使用システム及び設備稼働に対する調整、保守整備及び巡回検査を強化し、低コスト、ゼロコストのエネルギー節約措置を実施する。

第25条

公共機構は、エネルギー管理担当を置き、エネルギー管理担当責任制を実施しなければなら

ない。重要なエネルギー使用システム及び設備の操作担当には、専門の技術者を配置しなければならない。

第26条

公共機構は、契約によるエネルギー管理方式を採用し、エネルギー節約に関する診断、設計、融資、改造及び運営管理をエネルギー節約サービス機構に委託して行うことができる。

第27条

公共機構は、建物管理サービス企業を選定する場合、そのエネルギー節約に対する管理能力を考慮しなければならない。公共機構が建物管理サービス企業と建物管理サービスに関する契約を締結する場合は、エネルギー節約管理の目標及び要件を明記しなければならない。

第28条

公共機構は、エネルギー節約のための改造を行う場合は、エネルギー監査及び投資収益について分析し、エネルギー節約指標を明確にするとともに、エネルギー節約のための改造後、エネルギー節約指標について計量方式による審査及び総合評価を行う。

第29条

公共機構は、空調機、コンピュータ及び複写機等の電気使用設備のスイッチをすみやかにオフにし、電気使用設備の待機エネルギー消費を軽減しなければならない。

第30条

公共機構は、国の室内空調温度のコントロールに関する規定を厳格に執行するとともに、自然風を十分に利用し、空調の運営管理を改善しなければならない。

第31条

公共機構のエレベーターシステムは、人工知能による制御を行い、エレベーターの運転台数及び時間を合理的に設定するとともに、運転調整及び保守整備を強化しなければならない。

第32条

公共機構の執務用建物は、自然光を十分に利用し、エネルギー節約効率の高い照明器具を使用し、照明システムの設計を最適化し、電気回路制御方式を改善し、人工知能によるコントロール装置を広く利用するほか、建物外部のフラット照明及び外部装飾用照明については、厳格に規制しなければならない。

第33条

公共機構は、ネットワーク関連機械室、食堂、給湯室、ボイラー室等のエネルギー使用状況を重点的に計測し、エネルギー消費を軽減するための効果的な措置を講じなければならない。

第34条

公共機構の公用車は、基準に基づき配備し、低エネルギー消費車、低汚染車及びクリーンエネルギー使用車を優先して選車し使用するとともに、廃車制度を厳格に執行しなければならない。

公共機構は、規定された用途に基づき公用車を使用するものとし、エネルギー節約運転規範を定め、1台ごとのエネルギー消費計算制度を実施しなければならない。

公共機構は、公用車サービスの社会化を積極的に推進するほか、職員が公共交通手段及び非自動車を利用して外出することを奨励しなければならない。

第5章 監督及び保障

第35条

国务院及び県級以上の地方各級人民政府の機関事務業務の管理機構は、関係部門とともに、当該級公共機構のエネルギー節約に対する監督及び検査を強化しなければならない。監督及び検査は、次に掲げる内容を含むものとする。

- (1) 年度エネルギー節約目標及び実施案の策定並びに実施状況
- (2) エネルギー消費の計量、監視及び統計の状況
- (3) エネルギー使用基準値の執行状況
- (4) エネルギー節約管理規則の制定状況
- (5) エネルギー管理担当の設置及びエネルギー管理担当責任制の実施状況
- (6) エネルギー利用システム及び設備のエネルギー節約稼働状況
- (7) エネルギー監査の実施状況
- (8) 公用車の配備及び使用状況

エネルギー節約の規則制度の不備により、エネルギー消費基準値を著しく超えてエネルギーを消費する公共機構については、重点的に監督及び検査しなければならない。

第36条

公共機構は、エネルギー節約に対する監督及び検査に協力し、関係する状況を事実のとおり報告し、関係資料及びデータを提出しなければならない。拒絶し妨害してはならない。

第37条

次に掲げる行為のいずれかに該当する公共機構については、同級人民政府の機関事務業務の管理機構が関係部門とともに、期限を定めて改善を命ずる。期限を過ぎても改善しなかった場合は、その旨を通知するとともに、関係機関が公共機構の責任者を法に従い処分する。

- (1) 年度エネルギー節約目標及び実施案を策定しない者、又は年度エネルギー節約目標及び実施案を規定に基づき記録にとどめなかった

者

- (2) エネルギー消費計量制度を実施しない者、使用エネルギーの種類及びエネルギー使用システム別に、使用者、種類及び項目別のエネルギー消費を計量しない者又はエネルギーの消費状況について実時間監視を行わない者
- (3) エネルギー消費統計の責任者を指定しない者、又は事実のとおりエネルギー消費の原データを記録して、統計台帳を作成しない者
- (4) 求めに応じて、前年度のエネルギー消費状況報告書を提出しない者
- (5) エネルギー消費基準値を超えてエネルギーを使用し、同級人民政府の機関事務業務の管理機構に対して説明を行わない者
- (6) エネルギー管理担当を置かないか、又は重要なエネルギー使用システム及び設備の操作担当に専門の技術者を配備しない者
- (7) 規定に従いエネルギー監査を行わないか、又は監査結果に基づきエネルギーの利用効率を向上させるための措置を講じない者
- (8) エネルギー節約に対する監督及び検査を拒絶し、妨害する者

第38条

公共機構が、政府調達エネルギー節約製品及び設備リスト制度を執行せず、国の強制調達若しくは優先調達の規定に基づき、政府調達エネルギー節約製品及び設備リストに収録された製品並びに設備を優先的に調達しない、又は国が明文をもって淘汰を命じたエネルギー使用製品及び設備を調達した場合は、政府調達の監督管理部門が警告するとともに、併せて過料に処することができる。直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者について、法に従い処分するとともに、その旨を通知する。

第39条

固定資産投資プロジェクトの審査認可又は審

査許可に責任を負う部門が、エネルギー節約に関する評価及び審査を通過していない公共機構の建設プロジェクトを認可又は許可した場合は、直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者について、法に従い処分する。

公共機構が、エネルギー節約に関する評価及び審査を通過していない建設プロジェクトの建設に着工した場合は、関係機関が法に従い、期限を定めて再建による是正を命ずる。直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者について、法に従い処分する。

第40条

公共機構が、規定に違反し、基準及び配置台数を超えて公用車を購入し配置した場合、又はエネルギー大量消費及び高汚染車の廃車を拒絶した場合は、直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者について、法に従い処分するとともに、当該車については、同級人民政府の機関事務業務の管理機構が、関係規定に依拠し、回収、競売及び返品命令等の方式により処理する。

第41条

公共機構が、規定に違反し、エネルギーを使用し浪費に至った場合は、同級人民政府の機関事務業務の管理機構が、関係部門とともに、エネルギー節約に関する是正意見書を下達するものとし、公共機構は遅滞なく実施しなければならない。

第42条

機関事務業務の管理機構の職員が、公共機構のエネルギー節約に対する監督及び管理において、職権を乱用し、職務を怠り、私利のために不正を行い、犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法に従い処分する。

第6章 附則

第42条

本条例は、2008年10月1日から施行する。

(とみくぼ たかし・海外立法情報調査室)